

津市妊婦歯科健康診査受診助成金交付要綱

令和6年3月29日訓第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図るため、妊婦歯科健康診査（以下「健康診査」という。）を本市の区域外の歯科医療機関等（市長が別に定めるものを除く。以下「市外医療機関等」という。）において受診した妊婦に対し、その費用（以下「受診料」という。）の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、健康診査を受診した時点で本市の区域内に住所を有する妊婦とする。

(健康診査の範囲)

第3条 助成の対象となる健康診査の範囲は、本市が本市の区域内の歯科医療機関等に委託する健康診査の内容と同様とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、3,000円とする。ただし、受診料の額が3,000円に満たない場合は、当該受診料に相当する額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める妊婦歯科健康診査受診費用助成申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 妊婦歯科健康診査受診票兼結果票
- (2) 受診料に係る領収書

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成の申請等に関する委任)

第7条 市外医療機関等は、申請者の委任を受けた場合は、助成金の申請、請求、受領等に関する事務を当該申請者に代わって行うことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年9月1日から施行する。